

児童手当の現況届は6月中に手続きを！！

現況届は、現在児童手当を受けている方の所得状況や児童の養育状況等を確認し、引き続き手当を受けられるかを確認する大切な届出です。

ただし、令和3年4月以降児童が15歳以上（高校生相当）となる場合、手続きは不要です。

受付期間		対象行政区	受付場所
6月8日（火） ～6月17日（木）	北部	名嘉真、喜瀬武原、安富祖、瀬良垣、太田、恩納、南恩納にお住いの方	福祉課 地域福祉係 8：30～12：00 13：00～17：00
6月18日（金） ～6月30日（水）	南部	谷茶、富着、前兼久、仲泊、山田、真栄田、塩屋、宇加地にお住いの方	

※この届出の提出がない場合、6月以降の手当てが受けられませんのでご注意ください。

※6月23日は慰霊の日で閉庁となります。

お問い合わせ：福祉課 地域福祉係 ☎966-1207

国民健康保険税は納期限内に納めましょう！

令和3年度の国保税の納税通知書を7月に送付します。

納付期限を過ぎると、督促手数料や延滞金がかかります。また、期限が切れた納付書では納付が出来ない為、納付書再発行の手続きが必要となりますのでご注意ください。期限内納付が困難な場合は早めのご相談をお願いします。

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	1月4日	1月31日	2月28日

納め忘れの無いよう、口座振替をおススメしています。役場窓口では下記の金融機関については口座名義人であればキャッシュカードのみで口座振替手続きが可能です。

【・沖縄銀行 ・琉球銀行 ・海邦銀行 ・ゆうちょ銀行】

もしも、保険税を滞納し被保険者証の有効期限が切れてしまうと・・・



※後日、療養費の給付申請は可能ですが、一旦全額自己負担となります。

令和3年4月1日から保険税の税率が変更になります！



増加する医療費に対応する為、令和2年度から継続して保険税率を引き上げております。

健康保険は相互扶助の制度であり加入者同士が助け合うことで成り立っています。



	令和2年度（旧税率）			令和3年度（新税率）		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療費給付分	5.86%	16,000円	6,000円	6.26%	20,000円	17,000円
後期高齢者支援金分	1.63%	4,000円	5,000円	1.93%	6,000円	6,000円
介護納付金分	1.44%	6,000円	4,000円	1.76%	8,000円	5,000円

お問い合わせ：健康保険課 国保係 ☎966-1217